

プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の検討①（開示の適用対象企業）

I. 本資料の目的

1. 開示項目の要否を検討する際には、どのような企業を当該開示項目の適用対象企業として念頭に置くかにより結論が変わり得る。本資料は、審議事項(3)-3 及び審議事項(3)-4 において、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）が求める各開示項目を金融商品¹について日本基準に導入することの要否を検討する際の前提として、適用対象企業の方向性について検討することを目的としている。

本資料においては、IFRS 第 13 号の開示項目を①全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）²と②レベル 3 を対象とする開示項目³に大別し、それぞれの適用対象企業の方向性について検討する。

なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

II. 現行の開示における適用対象企業

2. 現行における金融商品の時価に関する開示は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 19 号

¹ 第 384 回企業会計基準委員会（2018 年 5 月 24 日開催）においては、金融商品以外にも仮想通貨を開示の対象として検討することも有り得るのではないかとの意見が聞かれているが、本資料においては、金融商品に限定して開示の検討を行っている。

² 全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）は次のとおりである（金融資産以外の項目に対する最有効使用に関する開示項目は含まない。）。

- (1) 公正価値のレベル（IFRS 第 13 号第 93 項(b)）
- (2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替（IFRS 第 13 号第 93 項(c)）
- (3) 使用した評価技法及びインプットの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (4) 評価技法の変更及びその理由（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (5) ポートフォリオの例外規定（IFRS 第 13 号第 48 項）を適用する場合、その旨（IFRS 第 13 号第 96 項）

³ レベル 3 を対象とする開示項目は次のとおりである。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号第 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号第 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号第 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号第 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）に定められており（別紙参照）、開示項目が示されるとともに、次の記載がある（金融商品会計基準第 40-2 項、金融商品時価開示適用指針第 3 項及び第 4 項）。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

仮に IFRS 第 13 号の開示項目を、金融商品時価開示適用指針の改正により日本基準に導入する場合には⁴、同様に、これらを適用することが考えられる。

3. また、金融商品の市場リスク管理の開示や四半期財務諸表における金融商品の開示⁵において、次のように、金融商品が事業目的上で重要な企業（金融業の企業が想定されている。）に対してのみ開示を求める規定も存在する。

- (1) 総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、主要な市場リスクに係るリスク変数（金利や為替、株価等）の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業（一般的に、銀行や証券会社、ノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（金融商品時価開示適用指針第 3 項(3)及び第 18 項）
- (2) 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団（銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等が想定されると結論の背景に示されている。）（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項(3) 及び第 113 項）

⁴ 第 383 回企業会計基準委員会においては、時価に関する開示の会計基準の構成として、金融商品時価開示適用指針を改正する方向性で検討を進めることでよいと考えられるが、審議の状況によっては柔軟に対応する必要があると考えられるとの意見も聞かれている。

⁵ 企業集団の事業運営にあたっての重要な項目であり、かつ、前年度末と比較して著しく変動している場合に、次の開示が求められている（企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」第 80 項(3)）。

- (1) 金融商品に関する四半期貸借対照表の科目ごとに、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
- (2) 満期保有目的の債券については、四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額、その他有価証券については、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価とその差額
- (3) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。）については、取引の対象物の種類（主な通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごとの契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益

III. 適用対象企業の方向性の検討

全般的な開示項目

(国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上)

4. 我が国の IFRS 任意適用企業（大半が非金融業）及び海外の IFRS 適用企業（金融業及び非金融業）の年次財務諸表を対象に ASBJ 事務局が行った調査からは、全般的な開示項目（レベル3のみを対象とするわけではない開示項目）の中で重要と考えられる「公正価値のレベル」を、業種（事業目的上の金融商品の重要性）にかかわらず、ほとんどの企業が開示していた。
5. そのため、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上の観点からは、一般的な重要性の適用を前提として、事業目的上の金融商品の重要性が乏しい企業であっても、全般的な開示項目の開示を求めることが考えられる。

(日本基準の中での整合性)

6. 日本基準における金融商品に関する開示は、市場リスク管理の開示や四半期財務諸表における金融商品の開示を除き、「重要性が乏しいものは注記を省略することができる。」という一般的な重要性に関する適用の定めが設けられているのみである。例えば、金融商品の時価開示として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法（以下合わせて「貸借対照表計上額等」という。）について開示することは、事業目的上の金融商品の重要性に関係なく広く求められている（金融商品時価開示適用指針第4項(1)）。
7. 前項の貸借対照表計上額等の開示は、現行の日本基準における金融商品の時価に関する開示であり、IFRS 第13号における全般的な開示項目（「公正価値のレベル」を含む。）は、当該金融商品の時価に関する開示を補足するものであると考えられる。そのため、日本基準の中での整合性（金融商品の時価開示の定めとの整合性）の観点からは、事業目的上の金融商品の重要性が乏しい企業にも全般的な開示項目の開示を求めることが考えられる。

(情報の有用性とコスト)

8. 全般的な開示項目の中でも、現行の日本基準で求められておらず、かつ、重要と考えられる「公正価値のレベル」は、特に事業目的上で金融商品が重要な企業における国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上に資するものであり、金融危機時における状況変化を補足できる有用な情報を提供する可能性があると考えられる。

一方、市場が活発か否かの判断、インプットの重要性の判定、ブローカーから時価を取得する際の評価など、金融商品のレベル区分を判定するコストが相応に大きい可能性がある。特に、一般事業会社においては、金融商品の時価の算定にあたってブローカー価格を使用しているケースが多いと考えられ、そのような企業にとっては、金融商品のレベル区分を判定するコストが大きい可能性がある。

(分析及び提案)

9. 一般的な開示項目については、第4項から第7項より、国際的な企業間の財務諸表の比較可能性の向上の観点及び日本基準の中での整合性の観点から、一般的な重要性の適用を前提として、事業目的上の金融商品の重要性に関係なく求めることが考えられる。
10. 一方、情報の有用性及びコストの観点からは、事業目的上で金融商品が重要な企業にレベル区分の残高情報等の開示を求めることは有用性があると考えられるものの、事業目的上で金融商品が重要でない企業については、現行の金融商品の時価開示に加えて、相応のコストを掛けてまで重要性の乏しい金融商品に関する追加的な情報を開示する必要性は乏しいものと考えられる。
11. これらを踏まえ、一般的な開示項目については、金融商品に関する情報の有用性及びコストの観点を重視し、また金融商品に関して国際的な企業間の財務諸表の比較可能性が求められると考えられる業態の観点から、金融機関を主な適用対象企業とする方向性が考えられるがどうか。

この場合、例えば、現行の一般的な重要性の定めに加え、第3項(1)及び(2)の記載を参考として、適用対象企業を主に金融機関に限定するために、次のような注記の省略に関する規定を設けることが考えられるがどうか。

金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる。

12. なお、前項の注記の省略に関する規定の提案は、銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等を一般的な開示項目の適用対象企業の出発点として想定しているが、一般事業会社の中で金融業を営む企業は、一般的な開示項目の適用対象企業に含まれないこととなる可能性があり、このような企業を適用対象企業とすることの是非についてもご意見を頂きたい。

ディスカッション・ポイント

一般的な開示項目に対する適用対象企業の方向性に関する事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

レベル3を対象とする開示項目

(財務諸表利用者にとっての有用性)

13. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、次のように、まず、レベル3の残高を確認し、レベル3の残高の重要性が高い場合には、レベル3を対象とする開示項目を含む情報を用いて追加的な分析を行うとの意見が聞かれている。なお、同様のコメントはIASBが実施したIFRS第13号の適用後レビューにおける情報要請に対するフィードバックでも聞かれている。

(1) 現状ではリーマン・ショック時と異なり残高は限定的となり相対的な重要度は低下しているため、詳細な開示に目を配ってはいないものの、変動は継続して注視している。

(2) 金融危機直後は、レベル3に分類された有価証券の残高や当該残高の自己資本に対する比率を金融機関の間で比較していたが、最近では、欧米の銀行も含めレベル3の残高が少なくなっており、レベル3の残高を確認する程度にしかレベルごとの公正価値の残高情報を利用していない。

14. そのため、レベル3の残高の重要性が高い企業では、一般に、財務諸表利用者がその分析のためにより詳細な情報を必要とする可能性があり、レベル3を対象とする開示項目の有用性は高い可能性がある。逆に、レベル3の重要性が乏しい企業では、財務諸表利用者にとってレベル3を対象とする開示項目の有用性は低いと考えられる。

(作成コスト)

15. 金融機関等の財務諸表作成者からは、レベル3を対象とする開示項目のうち定量的な開示情報（重要な観察できないインプットに関する定量的情報、期首残高から期末残高への調整表、観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響）について、作成コストが高いとの意見が聞かれている。

(分析及び提案)

16. 財務諸表利用者は、まずレベル3の残高を確認しその重要性に応じて追加的な分析を

行うとの意見が聞かれており、レベル3の残高の重要性が乏しい企業が、全般的な開示項目に加えて、相応のコストを掛けてまでレベル3を対象とする開示項目を開示する必要は高くないと考えられる。

17. そのため、レベル3を対象とする開示項目に対しては、貸借対照表上で時価評価されるレベル3の金融商品の保有が少なく、当該金融商品の重要性が乏しい企業には、レベル3を対象とする開示項目の注記を省略することを明示的に認めることが考えられるかどうか⁶。

この場合、現行の一般的な重要性の定めに加え、例えば、次のような注記の省略に関する規定を設けることが考えられるかどうか。

- (1) 金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる（第11項と同様）。
- (2) 貸借対照表において時価評価されるレベル3の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に比して重要性が乏しいと認められる企業は記載することを要しない。

ディスカッション・ポイント

レベル3を対象とする開示項目に対する適用対象企業の方向性に関する事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以上

⁶ 同規定がなくても、第2項(1)の一般的な重要性を適用することにより、レベル3の金融商品の保有が少ない企業はレベル3を対象とする開示項目を開示する必要はないとの考え方もあるものの、レベル3の残高の重要性により注記が省略できることを強調することを意図したものである。

別紙 現行における金融商品の時価に関する開示

1. 金融商品の時価に関する開示は、金融商品会計基準第 40-2 項で、次の事項が定められている。

(1) 金融商品の状況に関する事項

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2. 前項(1)④の詳細は、金融商品時価開示適用指針第 3 項(4)において、次のように説明されている。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件などが含まれる。

3. また、第 1 項(2)の金融商品の時価等に関する事項の詳細は、金融商品時価開示適用指針第 4 項に定められており、時価が関連するものとしては次の注記がある。

(1) 金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法（金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)）

(2) 有価証券について、(1)に加えて、保有目的ごとの区分に応じた追加的注記（同第 4 項(2)）

(3) デリバティブ取引について、(1)に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金利、株式、債券及び商品等）ごと、ヘッジ会計の適用・非適用別の追加的注記（元本相当額、時価及び当該時価の算定方法など）（同第 4 項(3)）

(4) 金銭債務について、貸借対照表日における時価の開示（(1)参照）に加えて、代替的な割引現在価値の金額及び時価との差額（同第 4 項(6)）

4. これらの開示については、次の記載が付されている（金融商品会計基準第 40-2 項、金融商品時価開示適用指針第 3 項及び第 4 項）。

(1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。

(2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

以 上